
令和5年大和町議会9月定例会議会議録

令和5年9月6日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	健康推進課長	大 友 徹 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
総務課長兼 危機対策室長	千 葉 正 義 君	都 市 建 設 課 長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政策課長	江 本 篤 夫 君	上下水道課長	野 田 実 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長 兼 徴収対策室長	小 野 政 則 君	教育総務課長	遠 藤 秀 一 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子 ども 家 庭 課 長	村 田 充 穂 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次長兼議事 庶務係長	相 澤 敏 晴
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕



午前9時57分 開 議

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

関係者がおそろいですので、会議を再開させていただいてよろしいですか。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番馬場良勝君及び8番千坂博之君を指名します。

日程第 2「認定第 2号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 3「認定第 3号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」

日程第 4「認定第 4号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳
出決算の認定について」

日程第 5「認定第 5号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳
出決算の認定について」

日程第 6「認定第 6号 令和4年度大和町落合財産区特別会計歳入歳
出決算の認定について」

日程第 7「認定第 7号 令和4年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出
決算の認定について」

日程第 8「認定第 8号 令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算の認定について」

日程第 9「認定第 9号 令和4年度大和町吉岡西部土地区画整理事業
特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第10「認定第10号 令和4年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

日程第11「認定第11号 令和4年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（高平聡雄君）

日程第2、認定第2号 令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第11号 令和4年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議案書32ページをお願ひいたします。

認定第2号でございます。

令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和4年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願ひするものでございます。

決算書につきましては、222ページからとなります。

決算書228、229ページをお願ひいたします。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税でございます。

1目、2目合わせました調定額は4億7,486万3,012円となっております。収入済額は4億1,938万8,218円となり、徴収率は88.9%となっております。

現年分徴収率は96.3%となっております。滞納繰越分徴収率は、1目、2目合わせまして30.0%となっております。

230、231ページをお願ひいたします。

2款1項1目督促手数料でございます。調定額どおりの収入済額となっております。

4款1項1目保険給付費等交付金は調定額どおりの収入済額となっております。

232、233ページをお願いいたします。

5款1項1目利子及び配当金は、国保財政調整基金の利子となり調定額どおりの収入済額となっております。

6款1項1目、一般会計からの繰入金でございます。

234、235ページをお願いいたします。

7款は前年度からの繰越金でございます。

8款は延滞金、被保険者等からの返納金でございます。調定額どおりの収入済額となっております。

続きまして、歳出でございます。

238、239ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は137ページから139ページをご参照願います。

1款1項1目は一般管理費となり、人件費を除きましてご説明させていただきます。

1節及び8節は、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当でございます。10節は事務用品、コピー料、参考図書代の消耗品費、保険証、予算書、決算書等の印刷代でございます。11節は保険証等郵送料でございます。12節は保険者事務共同電算処理、レセプト点検業務、システム運用保守点検業務等の委託料でございます。13節は国保給付システム利用料でございます。

240、241ページをお願いいたします。

2目国民健康保険団体連合会負担金は、国保連の運営に要する市町村割の負担金でございます。

2項1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務に要した費用でございます。

10節は事務用品、納税通知書の印刷代でございます。11節は郵送料、コンビニ納付、口座振替等に係ります手数料でございます。12節は、未就学児均等割額軽減措置創設に伴うシステム改修業務の委託料でございます。

3項1目は、国保運営協議会に要した費用でございます。

1節及び8節は、国保運営協議会委員の報酬及び費用弁償でございます。10節は事務用品代、参考図書代、お茶代でございます。11節は郵送料でございます。

2款1項1目から4目の療養費は、医療費の保険者負担に係ります負担金でございます。

5目の審査手数料は、国保連へのレセプト点検手数料でございます。

2項1目から4目の高額療養費は、被保険者及び国保連への負担金でございます。

244、245ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費は、出産費用に係る負担金と支払事務に係ります委託料でございます。

5項葬祭費は、葬儀費用に係る助成金でございます。

6項傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症罹患者に係る手当金でございます。

246、247ページをお願いいたします。

3款は国保事業の県単位化による町負担金でございます。

248、249ページをお願いいたします。

4款は、退職者医療費適正化に伴う負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

おはようございます。

続きまして、5款1項1目保健衛生普及費でございます。

保健衛生普及費は特定保健指導や健康教室、被保険者の各種助成等に要した費用でございます。

成果に関する説明書は139ページとなりますので併せてご参照をお願いいたします。

1節は健診結果説明会、特定健診受診者重症化予防のための保健指導などに従事いたしました保健師、看護師、管理栄養士等の会計年度任用職員の報酬でございます。

7節は特定保健指導の講師謝金、受講達成記念品代の購入に要した費用でございます。

8節は会計年度任用職員の訪問指導の際の旅費及び通勤手当でございます。10節は特定保健指導、重症化予防事業などの事務用品、ジェネリック医薬品普及啓発シールの印刷に要した費用でございます。11節は医療費通知等の郵送料でございます。12節は医療費通知作成業務、特定保健指導業務、特定保健指導予備軍への動機づけサポート業務、特定健診結果説明会業務などの委託料でございます。

決算書250、251ページのほうをお願いいたします。

13節は保健事業分析支援ツールの使用料でございます。27節は各種健診助成に係ります費用の一般会計への繰出金でございます。

続いて、2項1目特定健康診査等事業費でございます。

特定健康診査等事業費は、国保加入者40歳から74歳までの方の特定健康診査の実施などに要しました費用でございます。

10節は事務用品、特定健診関係通知用の封筒印刷代でございます。11節は健診通知書等の郵送料、健診受診券の発行に要します手数料でございます。12節は特定健診業務、特定健診受診率向上業務及び特定健診データ管理業務に係ります委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

続きまして、6款1項1目財政調整基金積立金は、基金利子分を財政調整基金へ積立てしたものでございます。

7款諸支出金は、過年度分の国保税還付及び還付加算金、保険給付費等交付金の精算による返還金でございます。

254ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額22億7,563万3,000円、歳出総額22億2,998万4,000円。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は4,564万9,000円でございます。実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は2,300万円でございます。

なお、決算年度末国保会計財政調整基金の残額につきましては、3億1,789万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

それでは、議案書33ページをお願いいたします。

認定第3号 令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてでございます。

地方自治法第233条の第3項の規定により、令和4年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書でございます。259ページからであります。よろしくお願ひいたします。

決算書259、260ページをお願ひいたします。

歳入でございます。

1 款保険料 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料でございます。

収入済額 4 億 9, 106 万 7, 735 円となりまして、調定対比 98. 64% となっております。歳入未済額につきましては滞納繰越分も含めまして 569 万 3, 933 円となっております。

次に、2 款使用料及び手数料 1 項 1 目につきましては督促手数料でございます。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護保険給付金は、介護給付費の法定負担分の国庫負担金でございます。

1 節は現年分としまして交付された負担金でございます。

261、262ページをお願ひいたします。

2 項 1 目調整交付金は、介護給付費の法定負担分の交付金でございます。

2 目地域支援事業交付金は、介護予防事業に関わる交付金でございます。

3 目保険者機能強化推進交付金と 4 目保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組に対する国からの交付金でございます。

5 目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費に要します補助金でございます。

6 目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症対応分としまして保険料を減免した分の補助金でございます。

263、264ページをお願ひいたします。

4 款支払基金交付金の 1 項 1 目介護給付費負担金及び 2 目の地域支援事業支援交付金は、介護給付費及び地域支援事業の法定負担分として、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は、介護給付費の法定負担分の県負担金でございます。

265、266ページをお願ひいたします。

3 項 1 目地域支援事業交付金は、介護予防事業及び包括的支援事業総合相談事業費に係ります県補助金でございます。

6 款財産収入の 1 項 1 目利子及び配当金は、財政調整基金からの利子でございます。

7 款繰入金の 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節は、介護給付費の 12.5%相当分の法定繰入金でございます。2 節は職員給与費の繰入金でございます。3 節は事務費の分の繰入金でございます。

267、268ページをお願いいたします。

4 節地域支援事業の介護予防事業費に関わります繰入金でございます。5 節は非所得者の保険料軽減に関わります繰入金でございます。

8 款 1 項 1 目繰越金につきましては、令和 3 年度からの繰越金でございます。

9 款諸収入 1 項 1 目につきましては、第 1 号被保険者の延滞金でございます。

269、270ページをお願いいたします。

3 項 4 目雑入でございます。

任意事業の配食サービス等の利用者負担金、健康貯筋友の会の参加料、要介護認定調査に係る調査料でございます。

続きまして、271、272ページをお願いいたします。

主要な施策の成果に関する説明書は140ページからになります。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。

一般管理費でございますが、介護保険事業運営に要します人件費、事務費、維持運営費等でございます。

2 節、3 節、4 節は事務職員 2 名と合わせて任用職員の人件費でございます。10 節は事務用品、プリンタートナーカートリッジ等の消耗品費、介護保険証の印刷製本費でございます。11 節は、国保団体連合会への介護給付費通知書作成処理手数料並びに旧グループホームすずらんに関わります火災保険料でございます。12 節は、介護保険事務処理システム保守等に要しました費用でございます。13 節は、旧グループホームすずらんに関わります土地借上料でございます。

273、274ページをお願いいたします。

14 節は、旧グループホームすずらんの解体に要する経費でございましたが、建物の所有権を土地所有者に譲渡いたしましたので、予算執行はございませんでした。18 節は、認知症の人と家族の会の宮城県支部への負担金及び国保連等の高速回線に関わりますライセンス更新料としての負担金でございます。24 節は、介護保険財政調整基金への積立てを行ったものでございます。

2項1目賦課徴収費でございます。

10節は事務用品の消耗品費、保険料納入通知書等の印刷費でございます。11節は通知書の郵送料及び口座振替、コンビニ収納事務に要しました手数料でございます。

3項1目認定調査等費の7節、8節は、介護認定調査に関わります調査員8名の報酬及び費用弁償でございます。10節は、事務用品、コピー代の消耗品費、公用車2台の燃料費、公用車の車検に要しました費用でございます。11節は、電話料金、郵便料金として通信運搬費のほか、主治医の意見書作成に関わります手数料、公用車の保険料等に要しました費用でございます。12節は、町外施設入所者の要介護認定調査をする委託料でございます。13節は認定調査に関わります駐車場使用料でございます。

275、276ページをお願いいたします。

18節は、介護認定審査会の運営経費といたしまして黒川行政事務組合への負担金でございます。26節は公用車の重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費の1節及び8節並びに10節につきましては、介護保険運営委員会委員への報酬、費用弁償、運営委員会開催におけますお茶代費用でございます。12節は、第9期介護保険事業認定等の委託料でございます。

2款保険給付費は、介護サービスの実績に基づく給付金負担でございます。

1項1目居宅介護サービス給付等費の18節は訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費及び住宅改修費、福祉用具費に関わります給付費負担金でございます。

2目施設介護サービス給付等費の18節は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への給付費の負担金でございます。

277、278ページをお願いいたします。

3目居宅介護サービス計画等費の18節は、ケアプラン作成等に伴います給付費の負担金でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費の18節は、グループホーム及び通所サービスに関わります給付金負担金でございます。

2項1目高額介護サービス等費の11節は、郵便料金及び高額介護サービス支給処理に関わります国保連合会への支出手数料でございます。18節は高額介護サービスの給付費負担金でございます。

2目高額医療合算介護サービス費の18節は、高額医療費介護サービスの個人負担が一定の割合を超えた方に給付費の負担を行ったものでございます。

279、280ページをお願いいたします。

3項1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の18節は、要介護認定の要支援1、2の方への介護予防サービスに関わる給付費負担金でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費の18節は、特定入所者介護等の給付費で入所者の居住費、食費に関わります給付費の負担金でございます。

5項1目審査支払手数料の11節は、介護給付費の審査手数料でございます。

281、282ページをお願いいたします。

3款1項1目第1号被保険者還付加算金の22節は、第1号被保険者への還付金でございます。

2目償還金の22節につきましては、令和3年度介護給付費の負担金及び地域支援事業支援交付金の交付額確定に伴う国、県社会保険診療報酬支払基金への償還金でございます。

4款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費に要しました費用でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の18節は、介護予防、訪問介護、通所介護サービスに関わります給付費でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費の18節は、介護予防支援に関わります介護予防ケアマネジメント業務及び給付費の負担金でございます。

283、284ページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費は、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に要しました費用でございます。7節は、各行政区の生き生きサロンにおける介護予防出前講座の講師謝礼、健康貯筋友の会の運動指導士への謝金でございます。18節は健康貯筋友の会事業に伴います事務用品等の消耗品費でございます。12節は健康貯筋友の会業務の委託料でございます。

3項1目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう相談、実態把握等に要する事業でございます。福祉課で令和4年度から受付分の相談及び支援はございますが、7節のケース会議に伴います有識者の助言への謝金としての支出、費用はございませんでした。

3項2目権利擁護事業費につきましては、困難な状況にある高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう専門的、継続的な視点から高齢者の権利擁護の必要な支援に要する費用でございます。7節は、高齢者虐待防止に対応するための弁護士等の謝礼等でございます。10節は、権利擁護研修事業に

伴います事務用品等の消耗品費でございますが、支出はございませんでした。12節は高齢者障害者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の2節から4節は、保健師3名、社会福祉士2名の専門職5名の人件費であり、地域包括支援センターと連携、調整し、ケアマネジメント支援事業に要した費用でございます。

285、286ページをお願いいたします。

7節、10節はケアマネジメントスタッフ研修に関わる講師謝礼並びにコピー料金等の消耗品費であります。12節は地域包括支援センター運営業務に関わります委託料でございます。13節につきましては、包括支援センターシステムハードウェアの賃貸料でございます。

4目生活支援体制整備事業費の10節は、大和町社会福祉協議会地域包括支援センターとの合同開催で実施いたしました研修会等のパンフレットに関わります事務用品の経費でございます。12節は、社会福祉協議会への生活支援コーディネーター業務の委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費の7節は、認知症サポーターフォローアップ研修会に関わります講師謝礼でございます。10節は事務用品等の消耗品費、まほろばカフェオープンによるお茶菓子代でございます。

287、288ページをお願いいたします。

4項1目任意事業費につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業に要した費用でございます。7節は、あんしんコールセンターの協力員への謝金でございます。10節は認知症サポーター養成講座資料代でございます。11節は独り暮らしの高齢者等へのコール機器の設置、撤去に関わります手数料に要した費用でございます。12節は配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業機器保守点検に関わります業務委託でございます。13節はあんしんコール機器借上料でございます。19節は、成年後見人制度利用支援報酬に対する助成支援の費用でございます。

5項その他の諸費1目支払審査手数料の11節は、国保連合会への審査手数料でございます。

5款1項1目予備費につきましては、支出はございませんが成年後見人制度支援事業費の支払いのための22万円を要したものでございます。

289ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額22億8,739万1,000円、歳出総額21億7,822万5,000円、歳入歳出差引額1億916万6,000円で実質収支額も同額でございます。実質収支の地方自治法第233条の2の規定によりまして、基金繰入額を5,500万円といたしたところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

続きまして、議案書の34ページをお願いいたします。

認定第4号 令和4年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、294ページでご説明をさせていただきます。

成果に関する説明書につきましては148ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入1節は、宮床生産森林組合、難波山菜生産研究所及び東北電力の土地貸付収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子でございます。

2款繰入金は、財源調整のための基金からの繰入れです。

3款繰越金は、前年度からの繰越金。

296ページをお願いいたします。

歳入合計予算現額1,453万5,000円、収入済額1,572万1,570円であります。

298ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員6名に対する報酬等で、1節は委員報酬、8節は管理会及び協議会の費用弁償、9節は会長交際費です。

2款1項1目一般管理費で7節は、財産区管理委員推薦委員会時の報償金、10節は会議時のお茶代ほか予算書及び決算書の印刷代、電気料でございます。12節は、用務員業務に係る委託料です。

2目財産管理費12節は、作業道刈払い及び森林管理巡視業務の委託料、18節は、

町林業地域振興協議会、県水源林造林協議会への負担金です。

300ページをお願いいたします。

4目諸費27節は、成果に関する説明書148ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰り出しを行ったものです。

以上、歳出合計、予算現額1,453万5,000円、支出済額1,301万5,733円であります。

302ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額1,572万1,000円、歳出総額1,301万6,000円、翌年度への繰り越しする財源はございませんので、3の歳入歳出差引額と5の実質収支額は共に270万5,000円でございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

認定第5号 令和4年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては、307ページをお願いいたします。

成果に関する説明書は149ページをご参照願います。

初めに歳入でございます。

1款1項1目1節は、吉田愛林公益会及び東北電力への土地貸付けによる収入。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子。

2項1目不動産売払収入1節はございませんでした。

2節は流木売払収入。

2款繰入金は、財源調整のため財産造成基金から繰入れを行ったものです。

309ページをお願いいたします。

3款繰越金は前年度からの繰越金です。

4款1項1目森林研究・整備機構支出金は、壇ノ下地区の保育間伐に対し交付されたものでございます。

以上、歳入合計予算現額639万2,000円、収入済額658万4,399円であります。

311ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に対する報酬等で、1節は管理委員

の報酬、8節は管理会及び協議会時の費用弁償、9節は会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費で、7節は財産区管理委員推薦委員会時の謝金でございます。10節は会議時のお茶代のほか、予算書、決算書の印刷代です。

2目財産管理費18節は、町林業地域振興協議会、県水源林協議会への負担金です。24節は、流木売払収入を基金へ積立てを行ったものです。

313ページをお願いいたします。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費12節は、壇ノ下の保育間伐等でございます。

4目27節は、説明書149ページに記載しております団体に対する助成のため一般会計へ繰り出しを行ったものです。

以上、歳出合計、予算現額639万2,000円、支出済額615万9,793円であります。

315ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1. 歳入総額658万4,000円、2. 歳出総額616万円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額はそれぞれ42万4,000円でございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書36ページをお願いいたします。

認定第6号 令和4年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書は320ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては150ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入1節は、相川、報恩寺、松阪地区のほか東日本電信電話株式会社に対する土地貸付収入です。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子です。

2款繰入金は財源調整のための基金からの繰入れを行ったものです。

3款繰越金は前年度からの繰越金です。

322ページをお願いいたします。

歳入合計、予算現額468万7,000円、収入済額578万9,687円であります。

324ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款管理会費につきましては、管理委員 7 名に対します報酬等で、1 節は管理委員の報酬、8 節は管理会及び協議会の費用弁償、9 節は会長交際費です。

2 款 1 項 1 目一般管理費 7 節は、管理委員推薦委員会時の委員謝礼、10 節は会議時のお茶代のほか、予算書、決算書の印刷代です。

2 目財産管理費12節は、作業道除草業務委託料です。

3 目諸費27節は、説明書150ページに記載しております団体に対する助成のため、一般会計へ繰り出しを行ったものです。

326ページをお願いいたします。

歳出合計、予算現額468万7,000円、支出済額375万3,732円であります。

328ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額578万9,000円、歳出総額375万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入差引額と実質収支額はそれぞれ203万5,000円でございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長遠藤秀一君。

教育総務課長 （遠藤秀一君）

それでは、議案書37ページにお戻り願います。

認定第 7 号 令和 4 年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、令和 4 年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出予算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の333ページ、334ページをお願いいたします。

成果に関する説明書につきましては、151ページとなりますので併せてご参照願います。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目利子及び配当金の 1 節は、基金利子でございます。

2 款 1 項 1 目教育費寄附金はございませんでした。

3款1項1目奨学事業基金繰入金の1節は、基金からの繰入金でございますが、全額戻入れを行ったところでございます。

4款1項1目繰越金の1節は、前年度からの繰越金でございます。

335ページ、336ページをお願いいたします。

5款1項1目町預金利子はございませんでした。

2項1目奨学費貸付金元利収入の1節につきましては、貸付けを行いました奨学金の償還金でありまして、現年度分39名、滞納繰越分でございます5名分を合わせまして44名からの償還をいただいたものでございます。なお、収入未済額は82万2,000円となっており、未納者は5名でございます。未納者とは定期的に連絡を取り督促等を行っており、引き続き未納の減少に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

次に、337ページ、338ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の20節は、大学生11名に対しまして奨学金を貸付けを行ったところでございます。なお、貸付金は大学生が月額3万円、高校生1万5,000円となっておりますところでございます。

次に、2目事務費でございます。

1節及び8節につきましては、奨学事業審議会等の開催における委員報酬及び費用弁償でございます。10節は決算書、予算書の印刷代でございます。11節は通信運搬費が郵便料金で手数料が振込手数料でございます。24節につきましては、奨学事業基金へ積立てを行ったものでございます。

次に、339ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額769万8,000円、歳出総額679万9,000円、差引額89万9,000円となり、翌年度へ繰越財源がございませんので、実質収支額につきましても同額の89万9,000円となるものでございます。

奨学事業会計につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長 （吉川裕幸君）

それでは、議案書38ページをお願いいたします。

認定第8号でございます。

令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和4年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書は340ページからとなります。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては152ページをご参照願います。

決算書344ページ、345ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料でございます。

1目特別徴収分は調定額どおりの収入済額となっております。

2目普通徴収分は現年分、滞納繰越分を合わせまして徴収率は97.3%となっております。

2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。

3款繰入金は、一般会計繰入金として事務費、人件費のほか保険料の軽減分に係ります繰入金でございます。

346ページ、347ページをお願いいたします。

4款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

5款2項1目保険料還付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金でございます。

348、349ページをお願いいたします。

4項1目受託事業収入は、県後期高齢者医療広域連合からの健康診査業務受託料でございます。

続きまして、歳出でございます。

350、351ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療の会計事務に要した費用でございます。人件費を除きましてご説明させていただきます。10節は事務用品、コピー料、参考図書代の消耗品費、予算書、決算書の印刷代でございます。11節は、保険証等郵送料でございます。12節は、後期高齢者健康診査等の委託料でございます。

2項1目徴収費は、保険料の徴収事務に要した費用でございます。10節は事務用

品、保険料、通知書等の印刷代でございます。11節は、通知書の郵送料、コンビニ納付、口座振替等に係る手数料でございます。

352、353ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、県後期高齢者医療広域連合への保険料納付金と保険基盤安定負担金でございます。

3款1項1目保険料還付金は、保険料に変更等のあった方への還付金でございます。

354ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億6,461万6,000円、歳出総額2億5,698万1,000円、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は763万5,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

続きまして、議案書39ページをお願いいたします。

認定第9号 令和4年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和4年度大和町吉岡西部地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書355ページ以降で説明させていただきます。

成果に関する説明書は153ページになりますので、併せてお願いいたします。

決算書359ページ、360ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項1目保留地処分金1節はございませんでした。

2項1目土地画整理事業負担金1節は、公共施設管理者負担金で、繰越明許によりまして収入未済でございます。

2款国庫支出金1項1目土地画整理費国庫補助金1節は、都市計画道路北四番

丁大衡線及び吉田落合線に係ります国庫補助金で、繰越明許によりまして収入未済でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金1節は、一般会計からの繰入金でございます。決算書361ページ、362ページをお願いいたします。

4款諸収入1項1目預金利子、2項1目雑入はございませんでした。

5款町債1項1目土地区画整理事業債は、1節公共団体区画整理事業債、2節土地区画整理事業債は、繰越明許によりまして収入未済でございます。

続きまして、決算書363ページ、364ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款土地区画整理事業費1項1目総務管理費、2節から4節は2名分の人件費であります。

2項1目土地区画整理事業費1節及び8節は、吉岡土地区画整理審議会委員の委員報酬及び費用弁償に要した費用であります。10節はコピー代等に要した費用のほか、説明会用資料の印刷に要した費用、11節は地権者説明会開催時の案内送付の切手代に要した費用でございます。

12節は、令和4年度分土地区画整理事業調査設計業務につきまして、令和5年度へ繰り越ししてございます。

決算書365ページ、366ページをお願いいたします。

14節は、令和4年度分土地区画整理事業造成工事につきまして令和5年度へ繰り越ししてございます。

367ページをお願いいたします。

実質収支に関します調書でございます。

歳入総額1,066万5,000円、歳出総額910万2,000円、歳入歳出差引額156万3,000円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)の繰越明許費繰越額103万9,000円となり、実質収支額は52万4,000円となったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

再開は午前11時とします。

午前10時50分 休憩

午前10時59分 再開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 （野田 実君）

それでは、議案書40ページをお願いします。

認定第10号 令和4年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

なお、下水道事業につきましては、令和4年度より地方公営企業会計を適用しております。詳細につきましては、決算書368ページからの決算報告書でご説明させていただきます。事業の実施状況につきましては、成果に関する説明書154ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

それでは、決算書368、369ページをお願いします。

収益的収入及び支出であります。これらはいずれも消費税込みの記載となっております。

収入です。

1款下水道事業収益につきましては、決算額9億8,235万3,104円であります。内訳といたしまして、1項営業収益4億2,908万7,236円、2項営業外収益5億5,196万8,418円、3項特別利益は129万7,450円であります。

続きまして、支出であります。

1款下水道事業費用につきましては、決算額8億9,223万9,962円であります。内訳としまして、1項営業費用8億499万7,437円。なお、6月定例会議の諸般の報告において説明させていただいております宮床クリーンセンタースクリーンユニットタッチパネル修繕につきましては、地方公営企業法第26条の規定により繰り越しいたしております。

2項営業外費用は6,131万8,301円、3項特別損失は2,592万4,224円であります。

以上の結果、税込みの収入支出差引額は9,011万3,142円となっております。

次に、370、371ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。いずれも消費税込みの記載であります。

収入です。

1 款資本的収入決算額 3 億8,824万6,660円となっており、1 項企業債 1 億8,810万円、2 項他会計出資金8,907万3,000円は一般会計からの出資金、3 項他会計補助金5,545万2,000円は一般会計からの補助金、4 項国庫補助金5,409万7,000円は公共下水道浄化槽路整備の国庫補助金、5 項負担金等152万4,660円は下水道受益者負担金及び農集排浄化槽分担金であります。

次に支出であります。

1 款資本的支出決算額 5 億4,060万8,531円、1 項建設改良費 1 億6,353万600円であります。

公共下水道として、下水道管の敷設更新、マンホール浮上防止対策、マンホールポンプ場設備の更新、管渠改築更新の調査設計、流域関連公共下水道事業計画変更など浄化槽整備事業としましては7基の整備及び吉田川流域下水道建設負担金が主なものであります。なお、6月定例会議の諸般の報告において説明させていただきました公共下水道雨水管路施設実施設計業務吉岡西部地区につきましては、地方公営企業法第26条の規定により繰り越しいたしております。

2 項固定資産購入費160万9,044円は公用車の購入です。

3 項企業債償還金 3 億7,546万8,887円は、公共下水農集排浄化槽の企業債償還金であります。

以上の収支により、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億5,236万1,871円については、当年度分損益勘定留保資金 1 億4,744万5,755円、消費税資本的収支調整額491万6,116円をもって補填いたしましたものであります。

次に、372ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの金額となっております。

内訳は、379から381ページの明細書となっておりますので、併せてご参照願います。

1. 営業収益は 3 億9,073万135円、2. 営業費用は 7 億7,602万4,841円であり、3 億8,529万4,706円の営業損失となっております。

次に 3. 営業外収益ですが、他会計補助金、長期前受金戻入が主なもので、合計 5 億5,194万4,958円、4. 営業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費の5,226万2,501円が主なものとなり、営業外収支は 4 億8,856万5,102円となり、営業収支については 1 億327万396円の経常利益となったものであります。5. 特別利益129万7,450円は過

年度損益修正益であります。6. 特別損失2,441万1,914円によりまして、当年度純利益は8,015万5,932円、当年度末処分利益剰余金につきましても8,015万5,932円となっております。

次に、373、374ページをお願いいたします。

剰余金計算書であります。

上段部分が前年度の状況を示しており、中段部分に当年度変動額として資本金剰余金の変動額を記載しております。当年度については、企業債償還金への補填3億7,546万8,887円、固有資本金への組入れ14億1,990万9,851円により、資本金当年度末残高は30億4,222万5,318円となっております。

374ページの資本剰余金合計額は415万6,500円。

利益剰余金につきましては未処分利益剰余金8,015万5,932円となり、利益剰余金合計額を8,015万5,932円とし、資本金と剰余金を合わせた当年度末残高の資本合計は31億2,653万7,750円となっております。

375ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）であります。

議会の議決を賜りました後の利益剰余金の処分方法をお示ししているものであります。未処分利益剰余金から8,000万円を建設改良積立金として積み立てることとし、次年度への繰越利益剰余金を15万5,932円といたすことについてお願いをするものであります。

次に、376ページをお願いいたします。

貸借対照表であります。

資産の部、1. 固定資産です。

(1) 有形固定資産につきましては、土地建物構築物などで合計99億6,438万3,984円、(2) 無形固定資産は県流域下水道の処理場利用権で、10億3,077万3,519円、固定資産合計としましては109億9,515万7,503円となります。

2. 流動資産は現金預金、未収金などで3億4,557万2,271円となり、資産合計は13億4,072万9,774円となっております。

377ページをお願いいたします。

負債の部であります。

3. 固定負債は建設改良費等の財源に充てるための企業債が主なもので、32億5,189万1,956円となります。

4. 流動負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債、未払金、引当金、

その他流動負債で、合計額4億1,147万2,290円となります。

5. 繰延収益は、償却資産の取得などに伴う補助金などをその収益額として計上した長期前受金を収益化した長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、45億5,082万7,778円となります。固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計は82億1,419万2,024円となっております。

次に、資本の部であります。

6. 資本金は企業開始時の固有資本金であります。合計で30億4,222万5,318円となります。

次に、7. 剰余金の(1)資本剰余金については、その他剰余金で415万6,500円、(2)利益剰余金につきましては、当年度末処分利益剰余金で8,015万5,932円であり、剰余金合計は8,431万2,432円、資本合計は31億2,653万7,750円、負債資本合計は113億4,072万9,774円となり、376ページ下段の資産合計と一致するものであります。

次に、378ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書であります。

1. 営業活動によるキャッシュフローです。

企業の営業活動により生み出されますキャッシュフローで、当期純利益8,015万5,932円を計上いたし、減価償却費、固定資産除却費、長期前受金戻入、賞与引当金、未収金、未払金の増減額を計上しております。

受取利息及び配当金受取額と起債償還分の支払利息等を合わせまして、営業活動によるキャッシュフロー合計3億6,597万5,948円となるものであります。

2の投資活動によるキャッシュフローです。

将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表すものであります。

有形固定資産の取得による支出としまして1億1,601万4,641円、無形固定資産の取得による支出としまして3,837万8,182円、国庫補助金等による収入としまして5,416万6,460円、一般会計からの繰入金等による収入は5,545万2,000円であります。

投資活動によるキャッシュフロー合計は4,477万4,363円となっております。

次に、3. 財務活動によるキャッシュフローです。

増資、減資による資金の収入支出及び借入返済による収入支出など資金の調達及び返済によるキャッシュフローを表すものであります。

企業債の発行及び償還分、一般会計からの出資金による収入が財務活動によるキャッシュフローで合計9,829万5,887円となっております。

資金増減額は2億2,290万5,698円となり、営業活動、投資活動、財務活動それぞれのキャッシュフローの合計額となるものであります。資金期首残高2,374万2,971円と合わせた資金期末残高は2億4,664万8,669円となっております。

次に、379ページから381ページの収益費用明細書であります。消費税抜きの金額となります。

379ページをお願いいたします。

収益であります。

1款下水道事業収益1項1目使用料は、下水道使用料3億8,368万885円でありま
す。2目その他営業収益1節手数料は、指定工事店登録の更新及び責任技術者登録更
新の手数料、2節事業負担金は、宮城県環境事業公社からの維持管理負担金でありま
す。

2項営業外収益1目1節は預金利子、2目1節の一般会計補助金につきましては、
公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、それぞれの繰入金と、新型コ
ロonavirus対策とする下水道基本料金の免除見合い分、8月から12月使用分の5か
月分であります。

3目1節国庫補助金につきましては、令和4年3月16日に発生しました福島県沖
地震に伴います合併処理浄化槽6基の災害復旧費であります。

4目1節長期前受金戻入につきましては、資産取得時に財源とした補助金の減価
償却見合い分の収益化を図ったものであります。

5目1節その他雑収益につきましては、令和4年3月31日に解散しました一般財
団法人宮城県下水道公社の残余財産処分寄附金及び収入用紙代などであります。

3項特別利益1目1節過年度損益修正益につきましては、令和3年度浄化槽特別
会計の消費税還付金であります。

以上、収益合計につきましては、9億4,397万2,543円となっております。

380ページをお願いいたします。

費用であります。

1款下水道事業費用1項営業費用1目管きよ費につきましては、公共下水道事業
の汚水及び雨水分であります。

主なものについてご説明いたします。

1節から3節までは職員人件費、10節はマンホールポンプ場53か所の電気料等、1
1節はマンホールポンプ場設備修繕など、12節は電話料金及び施設管理用通信料など、
13節は下水道使用料取扱手数料、下水道本管緊急清掃手数料などあります。15節は

水道事業への料金計算事務委託、特定施設事業所及び流域下水道接続点の水質調査業務、下水道管渠清掃業務などです。16節につきましては工事積算システム利用料などです。17節は日本下水道協会負担金、糸繰マンホールポンプ場の維持管理費で、大衡村への負担金などです。

2目処理施設等費です。

ここからは、農業集落排水事業の宮床クリーンセンター及びマンホールポンプ場18か所の経費です。

同じく主なものについてご説明いたします。

1節から3節までは職員人件費、5節はクリーンセンター内及び放流水路除草の報償費、9節は宮床クリーンセンター及びマンホールポンプ場10か所の電気料等、10節はマンホールポンプ場設備修繕など、11節は電話料金及び施設管理用通信料など、12節は水道事業への使用料取扱手数料など、14節は水道事業への料金算定、メーター検針業務、クリーンセンターの施設管理業務などです。15節につきましてはマンホールポンプ場8か所の感知装置更新工事です。

381ページをお願いいたします。

3目浄化槽費です。

合併処理浄化槽管理に関わるものとなります。

主なものについてご説明いたします。

1節から3節までは職員人件費、6節は浄化槽本体、ブロー交換修繕など、7節は水道事業への下水道等使用料取扱手数料、浄化槽法定検査手数料など、8節につきましては浄化槽保守点検清掃業務などです。

4目総係費につきましては、貸倒引当金の繰入れ、5目流域下水道維持管理負担金につきましては、県吉田川流域下水道維持管理負担金、6目減価償却費は、建物構築物、車両機械器具などの有形固定資産、無形固定資産の本年度償却分です。

7目資産減耗費は、公用車処分による資産除却です。

2項営業外費用1目支払い利息及び企業債取扱諸費につきましては、企業債償還利子、2目雑支出は消費税及び地方消費税です。

3項特別損失1目過年度損益修正損につきましては不納欠損、2目その他特別損失は令和3年度公共下水道事業分の消費税及び地方消費税納付です。3目災害による損失につきましては、令和4年3月16日に発生しました福島県沖地震に伴います合併処理浄化槽の修繕及び公共下水道農集排管路埋設箇所の舗装修繕などです。

以上、費用合計は8億6,381万6,611円となっております。

382、383ページをお願いいたします。

固定資産明細書であります。

(1) 有形固定資産につきましては、土地建物など種類別に整理しておりますが、合計でご説明させていただきます。

年度当初現在高が102億4,619万3,112円、当年度増加額としまして1億4,109万6,741円、当年度減少額2,940万4,000円で、当年度末現在高103億5,788万5,853円となります。

当年度の増加につきましては、公共下水道汚水雨水管の布設更新、マンホール浮上防止対策、合併処理浄化槽7基整備など、機械及び装置はマンホールポンプ場設備更新1か所、ポンプ更新1台、監視装置7か所更新による増、車両及び運搬具は公用車1台の購入であります。建設仮勘定は、公共下水道管渠布設改築更新の実施設計、流域関連公共下水道事業計画変更、汚水管管路調査などであります。減少分につきましては、公用車1台の廃車処分による車両及び運搬具減少に伴うものであります。仮勘定につきましては、令和3年度公共下水道汚水管路調査、ストックマネジメント実施方針策定及び公共下水道雨水管路調査の3業務の完成に伴いまして、本勘定へ振替を行ったことによる減であります。

383ページの年度末償却未済高につきましては、99億6,438万3,984円となっております。

次に、(2) 無形固定資産明細書であります。

年度当初額10億4,618万3,221円に対しまして、当年度は県流域下水道建設負担金による増、県流域下水道処理場利用権の償却額の減少により、383ページの年度末現在高につきましては10億3,077万3,519円となっております。

次に、384ページをお願いいたします。

重要な会計に係る事項に関する注記であります。

令和4年度より地方公営企業会計基準を適用しており、財務諸表などを作成しております。

1. 固定資産の減価償却の方法など、それぞれ記載の方法により実施しております。

385ページをお願いいたします。

4. セグメント情報に関する事項(1) 報告セグメントの概要であります。公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業、3つの報告セグメントで事業内容

は記載のとおりであります。

(2) 報告セグメントごとの収益等につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業ごとの収益等で記載のとおりとなっております。

386ページをお願いいたします。

企業債の明細書となっております。

政府資金につきましては、386、387ページの記載にあります53件、公営企業金融公庫につきましては386ページから391ページに記載のとおり92件、民間資金につきましては390、391ページの28件で、種類別に整理をいたしておりますのでお目通し願います。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書41ページをお願いいたします。

認定第11号 令和4年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、決算書392ページからの決算報告書でご説明させていただきます。

事業の実施状況につきましては、成果に関する説明書161ページ以降に記載しておりますので併せてご参照願います。

それでは決算書392、393ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出であります。これらはいずれも消費税込みの記載となっております。

収入です。

1款水道事業収益につきましては、決算額9億6,242万9,646円となり、前年対比で5%の減となっております。

内訳といたしまして、1項営業収益は7億1,968万2,715円で9.1%の減、2項営業外収益は10%増の2億4,274万6,931円となっております。

事業収益が減となりました要因につきましては、しあわせの杜地区などの大規模開発がなかったことに伴います開発負担金、建築に伴う加入金がそれぞれ減少したことなどによるものであります。

続きまして、支出であります。

1款水道事業費用につきましては決算額9億3,463万7,457円となり、前年対比0.

1%増となっております。

内訳として、1項営業費用9億1,900万2,426円で前年対比0.6%の増、2項営業外費用1,518万6,618円で前年対比23.1%の減となっております。3項特別損失は44万8,413円となっております、不納欠損、過年度の還付などであります。

以上の結果、税込みの収入支出差引額につきましては2,779万2,189円となっております。

次に、394、395ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。いずれも消費税込みの記載となっております。

収入であります。

1款資本的収入決算額1億3,562万5,285円となっており、1項企業債1億2,300万円、2項出資金1,262万5,285円となっております。

次に支出であります。

1款資本的支出決算額2億6,457万9,230円、1項建設改良費2億77万3,910円であります。配水管敷設事業、鶴巢落合系送配水管強化事業及び松坂配水系管網強化整備事業などが主なものであります。

そのほか2項企業債償還金6,380万5,320円で、以上の収支によりまして資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,895万3,945円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から1億1,082万245円、消費税資本的収支調整額1,813万3,700円をもって補填いたしましたものであります。

次に、396ページをお願いいたします。

損益計算書であります。消費税抜きの金額となっております。

内訳につきましては403ページから405ページの明細書となっておりますので、併せてご参照願います。

1. 営業収益につきましては6億5,463万1,849円で前年対比9.1%の減、2. 営業費用は8億6,090万296円で前年対比0.5%の増となっており、2億626万8,447円の営業損失となっております。

次に、3. 営業外収益ですが、他会計補助金、開発負担金及び長期前受金戻入が主なもので、合計2億4,142万1,707円、4. 営業外費用は支払利息の1,518万5,948円が主なものとなり、営業外収支は2億2,623万5,089円となり、営業収支につきましては1,996万6,642円の経常利益となったものであります。5. 特別損失によりまして、当年度純利益は1,954万1,353円となり、前年度繰越利益剰余金と合わせまして当年度末処分利益剰余金につきましては2,387万1,292円となったものであります。

次に、397、398ページをお願いいたします。

剰余金計算書であります。

上段部分が前年度の状況を示しており、中段部分に当年度変動額として資本金剰余金の変動額を記載しております。当年度につきましては、一般会計出資金1,262万5,285円を受入れ、資本金当年度末残高は32億5,872万8,301円となったものであります。398ページの資本剰余金合計額は1,771万5,000円、利益剰余金につきましては、未処分利益剰余金の当年度末残高が2,387万1,292円となり、利益剰余金合計額を6億889万9,220円とし、資本金と剰余金を合わせた資本合計の当年度末残高は38億8,534万2,521円となっております。

399ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書（案）であります。

議会の議決を賜りました後の利益剰余金の処分方法を示しているものであります。

未処分利益剰余金から2,000万円を建設改良積立金として積み立てることとし、次年度への繰越利益剰余金を387万1,292円といたすことについてお願いをするものであります。

次に、400ページをお願いいたします。

貸借対照表であります。

資産の部、1. 固定資産です。

(1) 有形固定資産につきましては、土地建物、構築物などで合計57億8,433万4,224円、前年対比で0.9%の減。(2) 無形固定資産は、電話加入権、ダム使用权で40万5,727円となっております。(3) 投資、その他の資産については、投資有価証券8億4,693万3,000円で、固定資産合計は前年比0.2%減の66億3,167万2,951円となります。

2. 流動負債については、現金預金、未収金などで合計6億947万8,460円となり、資産合計は72億4,115万1,411円で、前年比6%、4,152万9,402円の増となっております。

401ページをお願いいたします。

負債の部であります。

3. 固定負債は建設改良費等の財源に充てるための企業債で10億5,088万3,547円となります。

4. 流動負債、建設改良費等の財源に充てるための企業債、未払金、引当金、その他流動負債で合計2億5,565万4,187円となります。

5. 繰延収益は、償却資産の取得時に伴う補助金等をその収益額として計上しました長期前受金から長期前受金を収益した長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、20億4,927万1,156円、固定負債、流動負債、繰延収益を合計した負債合計は33億5,580万8,890円となっております。

次に、資本の部であります。

6. 資本金は企業開始時の固有資本金、一般会計出資金など追加出資の繰入れ資本金を振替した減債積立金、建設改良積立金等の組入れなどの資本金となります。合計で32億5,872万8,301円、前年比0.4%の増となります。

次に、7. 剰余金の(1) 資本剰余金につきましては、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金合計で1,771万5,000円、(2) 利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度末処分利益剰余金合計で6億889万9,220円、剰余金合計は6億2,661万4,220円、資本合計は38億8,534万2,521円、負債資本合計は72億4,115万1,411円となり、400ページ下段の資産合計と一致するものであります。

次に、402ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書です。

1. 営業活動によるキャッシュフローです。

企業の営業活動により生み出されますキャッシュフローで、当期純利益1,954万1,353円を計上いたし、減価償却費、固定資産除却費、長期前受金戻入、賞与引当金、未収金、未払金の増減額を計上しております。受取利息及び配当金受取額と起債償還分の支払利息等を合わせまして、営業活動によるキャッシュフロー合計1億5,485万9,400円となるものであります。

2. 投資活動によるキャッシュフローです。

将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表すものであります。有形固定資産の取得による支出としては1億8,264万210円であります。一般会計からの繰入金等による収入は396万1,000円であり、工事負担金等による収入の増減並びに有形固定資産の支出による増減を合わせました投資活動によるキャッシュフロー合計は2億1,878万8,065円となっております。

次に、3. 財務活動によるキャッシュフローです。

増資、減資による資金の収入支出及び借入返済による収入支出など、資金の調達及び返済によるキャッシュフローを表すものであります。企業債の発行及び償還分が財務活動によるキャッシュフローで、合計5,919万4,680円となっております。資金増減額は473万3,985円減となり、営業活動、投資活動、財務活動それぞれのキャッシュ

フローの合計額となるものであります。資金期首残高5億1,322万942円と合わせた資金期末残高につきましては5億848万6,957円となっております。

次に、403ページから405ページの収益費用明細書であります。消費税抜きの金額となっております。

403ページをお願いいたします。

収益であります。

1 款水道事業収益 1 項 1 目給水収益は水道料金 6 億70万9,772円であり、前年対比 8.7%の減であります。

2 目加入金につきましては前年対比29.3%の減、3 目その他営業収益 1 節はコードカバー、メーターカウンターなどの売却代、2 節は設計審査手数料、開栓手数料など、3 節は下水道使用料などの徴収業務受託料、消火栓維持管理費であります。

2 項営業外収益です。

1 目他会計補助金は、一般会計からの補助金で基本数量の留保数量見合い分、簡易水道管理費などと、新型コロナウイルス対策とします水道基本料金の免除見合い分、8 月から12 月使用分の 5 か月分に伴うもので、前年比80.8%の増となっております。

2 目受取利息及び配当金は預金及び有価証券などの配当金、3 目開発負担金は11 件の宅地開発及びアパート建築などによるものであります。

4 目長期前受金戻入は、資産取得時に財源としました補助金などを減価償却に対応して収益化したものであります。

5 目雑収益につきましては、1 節は配水管などの第三者による漏水事故などによる修繕益、2 節は東京電力放射能検査費用賠償金及び窓口におけますコピー代などあります。

6 目補助金 1 節国庫補助金は、令和 4 年 3 月16 日に発生しました福島県沖地震に伴います水道施設の災害復旧費であります。

以上、収益合計につきましては8 億9,605万3,556円であります。

前年度に比較しまして4.2%の減となっております。

404ページをお願いいたします。

費用であります。

1 款水道事業費用 1 項 1 目浄配水費の主なもので、1 節から 4 節までは会計年度任用職員の報酬、職員人件費、8 節は電話料、監視用テレメーターの専用回線料などあります。10 節はメーター検針、水質検査、メーター交換業務などに要した費用であります。13 節は宮床 2 号ポンプ場ほか 8 か所における動力の電気料であります。15

節につきましては各種水道施設及び配水管などの修繕に要した費用であります。16節は宮城県大崎広域水道から受水しました料金で、前年対比0.7%の増となっております。17節は工事積算システムの利用料であります。

405ページをお願いいたします。

2目総係費であります。

総係費は、運営管理に要する事務費で、1節は上下水道事業運営審議会の委員報酬、2節は審議会委員の費用弁償と水道技術管理者資格取得のための職員旅費などがあります。4節は日本水道協会などへの負担金であります。5節は水道事業庁舎の宿日直業務委託料、9節は配水管の水管橋添架による借上料、10節は水道事業庁舎自動ドア修繕などがあります。11節は貸倒引当金の繰入れであります。

3目減価償却費は、建物構築物、車両機械器具などの有形固定資産、ダム使用権の無形固定資産の本年度償却分であります。

4目資産減耗費1節は、旧給水車の処分による資産除却であります。

5目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価であります。

2項営業外費用です。

1目支払利息は企業債利息の支払い分、2目雑支出は運転管理者届出に伴います運転記録証明書代であります。

3項特別損失は、不納欠損及び過年度分の還付などがあります。

以上、費用合計は8億7,651万2,203円で、前年度対比0.3%の増となっております。

406、407ページをお願いいたします。

固定資産明細書であります。

(1)有形固定資産につきましては、土地建物など種類別に整理しておりますが、合計でご説明させていただきます。

年度当初現在高につきましては104億3,603万5,157円、当年度増加分1億9,104万210円、当年度減少額1,688万円で、当年度末現在高につきましては106億1,019万5,367円となります。

当年度の増加としましては、上柴崎、西原、東下蔵地区などの配水管布設替工事、鶴巣落合系送配水管強化工事及び松坂配水系管網強化整備工事など、機械及び装置は升沢浄水場への監視カメラ設置及び量水器購入などによる増、建設仮勘定につきましては、落合相川地区等の送配水管管網検討調査業務などがあります。減少分につきましては、旧給水車の処分によります車両及び運搬具の減少に伴うものであります。

仮勘定につきましては、上綱木地内の宮床系送水管綱木水管橋更新工事の完成に伴いまして、本勘定へ振替を行ったことによる減であります。

407ページの年度末償却未済高につきましては、57億8,433万4,224円となっております。

次に、(2)無形固定資産明細書であります。

年度当初額43万7,438円に対しまして、ダム使用権の当年度償却額の減少によるものであります。

407ページの年度末現在高は40万5,727円となっております。

408ページをお願いいたします。

重要な会計方針に係る事項に関する注記であります。

1. 資産の評価基準及び評価方法などにそれぞれ記載の方法により実施しているものであります。

409、410ページをお願いいたします。

企業債の明細書となっております。

政府資金につきましては21件、公営企業金融公庫につきましては22件、民間資金につきましては1件で、種類別、発行年月日順に整理をいたしておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

日程第12「報告第9号 令和4年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

議長 (高平聡雄君)

以上で、認定第2号から認定第11号までの説明を終わります。

日程第12、報告第9号 令和4年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長 (児玉安弘君)

それでは、議案書の42ページをお願いいたします。

報告第9号 令和4年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に

よりまして、令和4年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率につきまして別添の監査委員の意見を付しましてご報告を申し上げます。

この健全化の比率の算定対象につきましては、町で管理しております公営企業を含む全ての会計及び関係する一部事務組合分も含めまして比率を算定するものでございます。

ページ中ほどの1の健全化判断比率をご覧ください。

表の左側に実質赤字比率から縦に全部で4つの項目がございます。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、令和4年度決算では赤字がございませんでしたのでハイフン表示となっております。

次の実質公債費比率は1.8%であります。この数字が低いほど健全ということになっております。

最後の将来負担比率は、将来負担額に対します充当可能財源が上回っておりまして、平成25年度以降ハイフン表示となっております。

表の右側でございます早期健全化基準につきましては、ここに記載された数値を超えますといわゆるイエローカードとなり、その右の財政再生基準の数値を超えますとレッドカードに該当するものでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、本町の場合、水道事業会計のほか2会計が対象となっておりますが、いずれも資金不足は生じていない状況でございますのでハイフンの表示となっております。なお、別冊で用意いたしました令和4年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率に関する説明資料に算定方法等を記載いたしておりますのでご参照いただければと存じます。

以上、報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ここで暫時休憩します。

再開は、午後1時からとします。

午前11時50分 休憩

午後0時59分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長野田 実君。

上下水道課長 (野田 実君)

午前中、先ほど説明させていただきました令和4年度大和町下水道事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。その中で事業実施状況につきまして、令和4年度主要な施策の成果に関する説明を申し上げた中で、下水道事業会計につきまして154ページ、155ページ、156ページと概況のほうを説明させておりますが、その中で155ページと156ページにつきまして、156ページの記載につきまして155ページと同じものが記載となっております。重複となっておりますので削除のほうをお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

議 長 (高平聡雄君)

続きまして、令和4年度大和町歳入歳出決算審査並びに令和4年度財政健全化審査及び経営健全化審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員櫻井貴子さん。

代表監査委員 (櫻井貴子君)

監査委員の櫻井貴子です。どうぞよろしく願います。

今野信一監査委員と共に審査いたしました令和4年度歳入歳出会計決算並びに財政健全化等審査の結果につきまして、代表いたしましてご報告させていただきます。よろしく願います。

お手元に配付してございます令和4年度大和町各種会計決算審査意見書、財政健全化等審査意見書に従いましてご報告させていただきます。

1ページをお願いいたします。

初めに、令和4年度大和町歳入歳出決算の審査意見についてでございます。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして審査に付されました令和4年度一般会計、各種特別会計、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに令和4年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので、ご報告いたします。

2ページをお願いいたします。

第1. 審査の対象でございます。令和4年度大和町一般会計決算並びに国民健康保険事業勘定特別会計決算から吉岡西部土地区画整理事業特別会計決算までの8つの

特別会計と、下水道事業会計決算並びに水道事業会計決算でございます。

審査の期間ですが、令和4年度一般会計決算につきましては、7月10日から8月8日までの間の17日間、各種特別会計決算につきましては、7月11日から8月1日までのうちの5日間、各種基金運用状況につきましては、7月10日から8月1日までのうちの5日間、財産に関する調書につきましては、7月11日、下水道事業会計決算につきましては、8月4日、水道事業会計決算につきましては、8月3日に審査いたしました。

第3. 審査の結果でございますが、審査に付されました令和4年度各種会計決算につきましては、決算の係数に誤りはなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保持されており、書類も整備されておりますことから、会計経理は全般的に見て妥当と認定いたしました。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第4. 決算の概要と意見の総括でございますが、下水道事業会計、水道事業会計を除きます一般会計と8つの特別会計で見ますと、歳入におきましては予算現額197億2,622万6,000円、調定額199億3,978万2,375円に対しまして、収入済額191億3,306万6,980円で、予算対比96.99%、調定対比95.95%の収入割合でございました。一般会計の収入済額142億5,896万5,828円のうち、町税の占める割合は50.24%の71億6,387万1,062円となっており、前年度より12億5,993万9,730円の増となっております。

4ページをお願いいたします。

中ほどでございますが、これは法人町民税が前年度より10億3,788万8,000円の大幅な増額によるものに加えまして、固定資産税の土地課税標準額において、コロナ禍による特別措置が半減され、1億6,124万8,000円の増加となったものなどによるものです。

また、認定いたしました不納欠損額は、前年度より430万4,257円減額の938万165円となっております。いずれも合法的な手続が取られておりますのでやむを得ないものと認めました。

その結果、収入未済額は7億9,733万5,230円となりました。

また、地方交付税は、普通交付税が当初は不交付でしたが、基準財源需要額の算定方法が見直されまして、臨時経済対策費が加わったことなどで1,371万9,000円が交付されております。

特別交付税は、大雪による除融雪業務等に要する経費等が考慮されており、2,610万2,000円減の2億4,658万5,000円となり、震災復興特別交付税は1億6,069万9,000

円減の6億9,774万9,000円となりました。

地方交付税の合計額は、前年度と比較いたしまして3億3,576万2,000円少ない9億5,805万3,000円となっております。

財源確保のための繰入金は、財政調整基金及びふるさと応援基金のほか、学校校舎建設基金などからの繰入れを行い、前年度から5,007万1,000円減の4億4,426万2,000円となっております。

また、財政調整基金をはじめといたします積立基金残高は1億4,508万4,000円減の62億7,022万2,000円となっており、今後、各種施設の更新、維持管理などに要する経費が見込まれますことから財源の重点的かつ効率的配分を念頭に各種事業の遂行に全力を尽くすとともに、経費の節減合理化にさらなる努力をお願いいたします。

以上の結果、令和4年度会計は一般会計と8つの特別会計で歳入予算総額197億2,622万6,000円、調定額199億3,978万2,000円、収入済額191億3,306万7,000円で、予算対比96.99%、調定対比95.95%となります。

歳出におきましては、支出済額が179億6,427万5,000円となり、予算現額に対する執行率は91.07%となりました。

5ページをお願いいたします。

一般会計におきまして、繰越明許費7億3,319万7,000円、事故繰越1億7,327万5,000円が翌年度に繰り越されております。これは、主に悟溪寺橋や下草橋の橋梁工事、また、町道舞野下草線などの道路改良工事に際しまして、河川及び道路管理者との協議や事業調整に時間を要したこと、また、吉岡小学校全面改築に伴う工事などにおきまして、前払金分の繰越し及び建築確認申請に日数を要したものであり、やむを得ないものであると認めました。

以上の結果、令和4年度決算につきましては各課における事業におきましても計画に沿って実施され成果を得られておりますことから、一般会計、特別会計ともに適正に執行されたものと認められます。

続きまして、令和4年度町債現在高につきまして、5ページ中ほどの表をご覧ください。

本町におきます町債現在高につきましては、前年度と比較いたしまして普通会計で3億2,527万9,000円の減、下水道事業会計で1億8,736万9,000円の減、水道事業会計で5,919万5,000円の増となっております。

本町の実質公債費比率は1.8%となっております。全会計を合計した残高は前年度より4億5,345万3,000円減となっておりますが、総額では95億4,211万6,000円となっ

ております。

町債の償還につきましては、後年度の義務的経費の増加を招きますので、長期的視点に立った財政見直し並びに償還計画に沿った中での運用になお一層留意をお願いしたいと思います。

次の、2) 一般会計の(1) 財政の概要からにつきましては、大変恐れ入りますが、皆様にお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、財政健全化法に係ります審査意見につきましてご報告いたします。

44ページをお願いいたします。

それでは、令和4年度財政健全化法に係る審査意見につきましてご報告いたします。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして審査に付されました令和4年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率につきまして、審査いたしましたのでご報告いたします。

45ページをお願いいたします。

令和4年度財政健全化審査及び経営健全化審査の2件でございます。

1. 審査の概要でございます。町長から提出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載いたしました書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果につきまして、総合意見でございます。

審査に付されました下記健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載いたしました書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

なお、健全化判断比率、資金不足比率の具体的比率につきましては、下記の表のとおりですのお目通しをお願いいたします。

次に、個別意見でございます。

①実質赤字比率についてでございます。令和4年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は6.91%と適正な比率となっております。

②連結実質赤字比率につきましては、黒字となっており、連結実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は16.88%と適正な比率となっております。

③実質公債費比率についてでございますが、令和4年度の実質公債費比率につきましては1.8%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回り、良好な比率となっ

ております。

④将来負担比率についてでございますが、令和4年度の将来負担比率は該当なしとなっており、前年度同様に良好でございます。

⑤資金不足比率についてでございますが、令和4年度は水道事業会計が4億1,470万7,000円、下水道事業会計が2億853万6,000円、吉岡西部土地区画整理事業特別会計が52万4,000円の資金余剰がございます。資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況にはなく、良好な状況にあると認められます。

以上のことから、改善を要する事項及び指摘すべき事項はございません。

報告は、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ただいま代表監査委員から報告をいただきました。

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

決算特別委員会の設置について

議長（高平聡雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第11号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにししたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第11号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任します。

委員長、副委員長を選任のため、暫時休憩します。

午後 1時22分 休憩

午後 1時23分 再開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。委員長に門間浩宇議員、副委員長に児玉金兵衛議員が選任されました。

お諮りします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月7日から9月14日までの8日間本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、9月7日から9月14日までの8日間を休会することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月15日の決算特別委員会終了後とします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時25分 延 会